

平28福情答申第5号

平成28年9月5日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

(総務企画局人事部人事課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分及び非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年福岡市条例第7号）による改正前の福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第20条第2項の規定に基づき、平成27年12月11日付け総人第946号並びに平成28年1月13日付け総人第1048号、総人第1050号及び総人第1052号により諮問を受けました下記の4件の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

1 平成27年度諮問第11号

「①「本年度（27年度）に福岡市に採用されるとして、入庁就職した者が福岡市に提出した誓約書のたぐいの文書のすべて」として、今年度新規採用職員の宣誓書、②「特定職員が就職するに際して、福岡市に提出した誓約書のすべての文書」として、当該職員の宣誓書」の一部公開決定の件

2 平成27年度諮問第14号

「総務企画局所属の特定職員が福岡市に就職するとして提出した誓約書」の一部公開決定処分、及び「総務企画局所属の特定職員の入庁から現在に至るまでの年度別所属部課名一覧と国家資格証のコピー」の非公開決定処分の件

3 平成27年度諮問第15号

「保健福祉局所属の特定職員が市に提出した国家資格証のコピーと入庁から

現在に至るまでの年度別所属部課名一覧」の非公開決定処分の件

4 平成 27 年度諮問第 16 号

「住宅都市局と福岡市住宅供給公社に、福岡市から出向している職員のうち、課長格級以上の職員の入庁から現在に至るまでの年度別所属部課名一覧」の非公開決定処分の件

平成27年度諮問第第11号及び第14号から第16号まで

答 申

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる本件対象文書①-1から本件対象文書⑤までについて、福岡市長（以下「実施機関」という。）が福岡市情報公開条例第7条第1号を理由として行った5件の決定（以下「本件各決定」という。）は、妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った平成27年10月27日付け総人第790-1号並びに同年11月30日付け総人第904-1号及び総人第904-2号並びに総人第905号並びに同年12月4日付け総人第909号で実施機関が異議申立人に対して行った本件各決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

本件異議申立ての経過は、別紙2のとおりである。

第3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、4件の異議申立書及び1件の反論意見書において、概ね以下のとおり主張している。

(1) 「宣誓書」について（本件対象文書①-1から本件対象文書②まで〈本件決定①及び本件決定②〉）

他の地方公共団体で公開された宣誓書の氏名欄は、全部公開されており、本件決定は、総務企画局長らの悪質な隠ぺい行為で、不法行為、違法行為であるから、全部公開とすべきである。

(2) 「履歴書」について（本件対象文書③から本件対象文書⑤まで〈本件決定③から本件決定⑤まで〉）及び「国家資格証」について（本件対象文書③及び

本件対象文書④<本件決定③及び本件決定④>)

他の地方公共団体で行った情報公開請求では、一部公開されており、福岡市の悪質な隠ぺいでしかない。他の地方公共団体のように公開すべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、4件の弁明意見書及び同年6月8日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件各決定は、実施機関が、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

ア 「宣誓書」について（本件対象文書①-1から本件対象文書②まで）

職員が採用時に市へ提出する誓約書の類の文書として「宣誓書」があり、宣誓文の他、職員の署名、職員コード、署名年月日、市長名が記載されている。福岡市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年福岡市条例第5号。以下「宣誓条例」という。）第3条では、新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないと規定されており、新規採用職員は採用時に宣誓書への署名を行っている。

イ 「履歴書」について（本件対象文書③から本件対象文書⑤まで）

職員の採用から現在に至るまでの所属先が記載された文書としては、「履歴書」があり、氏名、年齢、採用から現在までの異動歴、発令年月が記載されており、任命権者が作成し職員の人事管理に使用している。

ウ 「免許証」について（本件対象文書③及び本件対象文書④）

職員が市に提出する「国家資格証」としては、医師・保健師・獣医師等の資格免許職における国家資格の「免許証」があり、本籍地の県名、氏名、生年月日、登録番号、交付年月日、大臣の氏名と印影等が記載されている。当該採用区分の採用者については、採用選考の受験資格を確認する目的として、受験申込時または採用時に免許証の写しの提出を求めている。

(3) 本件各決定を行うに至った理由

ア 「宣誓書」に関する、本件決定①及び本件決定②を行うに至った理由

宣誓書に記載されている情報のうち、職員の署名すなわち氏名及び職員コードは個人を識別することができる情報であり、署名年月日及び当時の市長名についても、当該職員の採用日を特定または推測しうる情報であることから、条例第7条第1号に該当すると考える。

特に本件対象文書①-2及び本件対象文書②については、対象職員は特定されているものの、採用時から現在までの間に姓名を変更している場合が考えられることから、氏名についても非公開としている。

ただし、本件対象文書①-1については、対象が本年度新規採用職員と特定されていることから、署名年月日及び市長名は公開としている。

なお、条例第7条第1号ただし書ウの規定では、「公務員等の職務の遂行にかかる情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は公開しなければならないとされているが、「公務員等の職務の遂行にかかる情報」とは、現時点において職務を遂行する場合における当該活動についての情報であり、採用時の宣誓をしているかどうかは当該情報に当たると考えるため公開するが、当時の氏名は当該規定には当たらないと考える。

イ 「履歴書」に関する、本件決定③から本件決定⑤までを行うに至った理由
職員の履歴書については、記載されている情報がすべて対象職員に関する情報であり、条例第7条第1号本文の個人情報に該当することから、全体を非公開としている。特に、職員の異動歴は、発令内容により個人の採用日や昇任時期が明らかになる他、内容によっては個人の心身の状況についても推測されうる（例えば、病気休職に入れば、「総務企画局人事部人事課」に転任する）ものであり、特定の個人を識別することができる情報と考えられる。

なお、市職員については、毎年福岡市職員名簿（冊子）を作成し一般に閲覧できる状態にしている他、係長級以上は人事異動一覧、課長級以上は職員名簿を市ホームページに掲載している（異動者は新聞にも掲載される）が、これは、作成時点の職員の所属を明らかにしているものにすぎず、このことをもって、採用から現在に至るまでの時系列的に並べられた異動歴が、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情

報」とは認められない。

ウ 「免許証」に関する、本件決定③及び本件決定④を行うに至った理由

国家資格の免許証については、それ自体に個人を識別する情報が含まれており、また、そもそも職員がどのような資格を保有しているかは、保有の有無を含めて、条例第7条第1号の個人情報に該当すると考える。

なお、同号ただし書ウの規定では、「公務員等の職務の遂行にかかる情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は公開しなければならないとされているが、今回対象となっている職員の職については、職務遂行において国家資格が必要な職とはいえないことから、国家資格の免許証は同号ただし書ウには当たらないと考える。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書の特定について

(1) 異議申立人が請求した対象文書は、別紙1の「異議申立人が請求した対象文書」欄記載のとおりであり、実施機関は別紙1の「実施機関が特定した対象文書」の欄記載の文書を本件対象文書として特定している。

(2) 本件対象文書のうち、職員が採用時に市へ提出する「宣誓書」を当審査会で見分したところ、宣誓条例で定められている宣誓文の他、職員の署名及び押印の印影、職員コード、署名年月日、市長名が記載されていた。

また、職員の採用から現在に至るまでの所属先が記載された「履歴書」を当審査会で見分したところ、氏名、年齢、採用から現在までの異動歴、発令年月が記載されていた。

さらに、職員が市に提出する、医師・保健師・獣医師等の資格免許職における国家資格の「免許証」を当審査会で見分したところ、本籍地の県名、氏名、生年月日、登録番号、交付年月日、大臣の氏名と印影等が記載されていることが認められた。

(3) よって、当審査会としては、別紙1の「実施機関が特定した対象文書」については、異議申立人の請求趣旨に合致した文書であると認められるものであったことから、実施機関による本件対象文書の特定は妥当と判断する。

そして、実施機関は、別紙2のとおり、本件対象文書の一部が条例第7条第1号の非公開情報に当たる旨主張しているので、以下、その妥当性を判断することとする。

2 条例第7条第1号について

条例第7条第1号（以下「第1号」という。）本文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

もっとも、第1号は、本文に該当するものであっても、第1号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨を規定している。

まず、第1号ただし書アの規定は、個人情報に該当する場合であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非公開情報から除外することを定めるものであるが、このうち、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、また、公にすることが予定されている情報とは、公開請求時点においては公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報という。

次に、第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。また、第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

3 第1号該当性について

(1) 本件対象文書に係る非公開部分について

当審査会が確認したところ、本件対象文書の非公開部分については、別紙2の「本件処分」の「非公開部分」の欄記載のとおりである。

(2) 「宣誓書」について

ア 当審査会において、本件対象文書①-1から本件対象文書②までの「宣誓書」を確認したところ、職員の署名及び押印の印影、職員コード、署名年月日、市長名についての情報は、職員個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であり、第1号本文に該当することが認められる。

イ 以下、本件対象文書①-1から本件対象文書②までに記載された情報について、職員が公務員であることから、まず、第1号のただし書ウに規定する職務の遂行の内容に係る情報に該当するかどうかを判断し、その上で、さらに第1号ただし書ア又はイに該当するかどうかを判断する。

(ア) 第1号ただし書ウ該当性について

まず、職員のサービスの宣誓については、宣誓条例第3条第1項において、「新たに職員となった者は、(略) 宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない」との規定があり、職員の職務遂行情報に当たらず、本件宣誓書は、第1号ただし書ウに該当しないと認められる。

(イ) 第1号ただし書ア又はイ該当性について

宣誓条例第3条第1項において職員に法令上宣誓の義務があることをもって、宣誓書そのものが第1号ただし書アの法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たることになるとは言えず、また、宣誓書に記載された職員の署名及び押印の印影、職員コード、署名年月日及び市長名が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということもできない。加えて、本件請求に係る特定職員の採用年月日については、実施機関によって公表された事実もない。

しかしながら、宣誓書の様式部分については、宣誓条例により公開されていることから、第1号ただし書アに該当するものとして、公開することが妥当である。そして、本件対象文書①-1については、特定年度に入庁した職員に係る誓約書の類の公開を求める請求であり、実施機関において、請求日時点で該当する1つの採用年月日を公開したとのことであるが、そのような特別な事情があるのであれば、採用年月日は第1号ただし書アに該当するものと認められる。

また、宣誓書については、その内容及び性質から、同号ただし書イに該当しないものと認められる。

ウ よって、特定職員に係る本件宣誓書については宣誓条例で示された様式部分以外、特定年度に入庁した職員に係る本件宣誓書については宣誓条例で示された様式部分及び採用年月日以外については、第1号本文の非公開情報に該当するものと認められる。

エ 以上のとおり、実施機関が行った本件決定①及び本件決定②は、妥当である。

(3) 「履歴書」について

ア 当審査会において本件対象文書③から本件対象文書⑤までの「履歴書」を確認したところ、そこに記載された詳細な人事記録は、職員個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であり、第1号本文に該当することが認められる。

イ そこで、以下、本件対象文書③から本件対象文書⑤までに記載された情報について、職員が公務員であることから、まず、第1号のただし書ウに規定する職務の遂行の内容に係る情報に該当するかどうかを判断し、その上で、さらに第1号ただし書ア又はイに該当するかどうかを判断することとする。

(ア) 第1号ただし書ウ該当性について

本件対象文書③から本件対象文書⑤までに記載される情報は、職員の任用、給与、勤務能率、身分保障、その他職員の人事関係事務に用いるために実施機関によって保管されているものであり、その趣旨に鑑みると、本件対象文書③から本件対象文書⑤までに記載された詳細な人事記録は、職員の人事管理上必要とされる職員個人の身分取扱いに係る情報であって、当該職員の職務の遂行に関する情報とはいえないから、第1号ただし書ウには該当しないものと認められる。

(イ) 第1号ただし書ア又はイ該当性について

実施機関において毎年作成されている職員名簿については、所定の場所で閲覧が可能であり、記録を追うことで職員の経歴の一部を知ることが可能となるものの、これらは単に職員名簿作成時点における職員の所属先を明らかにしているものにすぎず、このことをもって、人事記録に記載され

た採用から現在に至るまでを時系列的に記述した詳細な人事記録が、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということとはできない。また、本件で対象となっている各職員については、その経歴等が実施機関によって公表された事実もない。したがって、いずれにしても、本件対象文書③から本件対象文書⑤までは第1号ただし書アに該当しないものと認められる。

また、本件対象文書③から本件対象文書⑤までに記載された職員の履歴については、その内容及び性質から、第1号ただし書イに該当しないものと認められる。

ウ 以上のとおり、本件対象文書③から本件対象文書⑤に係る特定職員の履歴については、第1号本文の非公開情報に該当すると認められ、実施機関が行った本件決定③から本件決定⑤までは、妥当である。

(4) 「免許証」について

ア そもそも、職員が有する各種資格についてだが、その保有の有無をはじめ、どのような資格を保有しているか等の情報は、職員個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であり、第1号本文の個人情報に該当することに疑いはない。

しかしながら、個人情報に該当する場合においても、第1号ただし書に該当する場合には公開しなければならない旨の規定があるため、以下、本件に係る職員について第1号ただし書ウに規定する職務の遂行の内容に係る情報であるかどうかを判断した上で、さらに同号ただし書ア又はイに該当するかどうかを判断することとする。

(ア) 第1号ただし書ウ該当性について

第1号ただし書ウに規定する職務の遂行の内容に係る情報であるかどうかの判断においては、現在の職に就くに当たって各種資格を有すること自体が求められているかどうか、つまり、本件で対象となっている特定職員の就いている職が法令等で各種資格を有することが求められるかどうかを判断基準になると考えられる。

当審査会において確認したところ、請求に係る特定職員については、法令上各種資格を有することが求められる職に就いておらず、このこと

から、当該職員が有する免許証については、第1号ただし書ウに規定する職務遂行情報には該当しないと認められる。

(イ) 第1号ただし書ア又はイ該当性について

本件で対象となっている特定職員が保有している各種資格について、実施機関が公表した事実もないため、第1号ただし書アにも該当しないものと認められる。

また、特定職員の保有する各種資格については、その内容及び性質から、第1号ただし書イに該当しないものと認められる。

イ 以上のとおり、本件対象文書③及び本件対象文書④に係る特定職員の保有している各種資格については、第1号本文の非公開情報に該当すると認められ、実施機関が行った本件決定③及び本件決定④は、妥当である。

以上により、本件各決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年12月11日	実施機関からの諮問
平成28年3月4日	実施機関が弁明意見書を提出
平成28年5月18日（第1部会）	審議
平成28年6月8日（第1部会）	実施機関からの意見聴取
平成28年7月6日（第1部会）	審議
平成28年8月10日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子

別紙1

本件対象文書の呼称	異議申立人が請求した対象文書	実施機関が特定した対象文書
本件対象文書①-1	本年度（事務局注：27年度）に福岡市に採用されるとして、入庁就職した者が福岡市に提出した誓約書のたぐいの文書のすべて	今年度（事務局注：27年度）新規採用職員の宣誓書
本件対象文書①-2	特定職員（2名）が就職するに際して、福岡市に提出した誓約書のすべての文書	特定職員（2名）の宣誓書
本件対象文書②	総務企画局所属の特定職員（19名）が福岡市に就職するとして提出した誓約書	特定職員（19名）の宣誓書
本件対象文書③	総務企画局所属の特定職員（19名）の入庁から現在に至るまでの年度別所属部課名一覧と国家資格証のコピー	特定職員（19名）の履歴書及び保有資格証のコピー
本件対象文書④	保健福祉局所属の特定職員（34名）が市に提出した国家資格証のコピーと入庁から現在に至るまでの年度別所属先部課名一覧	特定職員（34名）の保有資格証のコピー及び履歴書
本件対象文書⑤	住宅都市局と福岡市住宅供給公社に、福岡市から出向している職員のうち、課長格級以上の職員の福岡市入庁時から現在に至るまでの年度別所属先部局課名一覧	特定職員（49名）の履歴書

別紙2

本件対象文書の呼称	公開請求日	処分日 (文書番号)	本件処分			異議申立日
			呼称	処分内容(根拠規定)	非公開部分	
本件対象文書 ①-1	平成27年 10月16日	平成27年 10月27日 (総人第 790-1号)	本件決定①	一部公開決定(条例第7条第1号)	職員の署名及び職員コード	平成27年 11月12日
本件対象文書 ①-2					特定職員の署名, 職員コード, 署名年月日及び市長名	
本件対象文書 ②	平成27年 11月18日	平成27年 11月30日 (総人第 904-1号)	本件決定②	一部公開決定(条例第7条第1号)	特定職員の署名, 職員コード, 署名年月日及び市長名	平成27年 12月14日
本件対象文書 ③					平成27年 11月30日 (総人第 904-2号)	
本件対象文書 ④	平成27年 11月18日	平成27年 11月30日 (総人第 905号)	本件決定④	非公開決定(条例第7条第1号)	個人の経歴及び保有資格	平成27年 12月14日
本件対象文書 ⑤	平成27年 11月25日	平成27年 12月4日 (総人第 909号)	本件決定⑤	非公開決定(条例第7条第1号)	個人の経歴	平成27年 12月14日